

令和5年5月2日

生徒・保護者等の皆様

山形県立米沢興譲館高等学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（お願い）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、5類感染症への移行を踏まえ、学校生活・家庭生活において特に留意していただきたい事項を下記に記しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・適切な換気の確保
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの励行 については、これまでと同様です。登校前の健康観察は、引き続き行いますのでご協力よろしくお願ひします。
- 医療機関の訪問時、混雑したバスや電車への乗車時等にはマスクの着用を推奨します。

2 学校における出席停止措置の取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒は出席停止となります。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。
 - ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
 - ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

3 その他

- 上記の内容を含め、新型コロナウイルス感染症について不安や心配な点があれば、学校にご相談ください。
- 各自の健康管理を十分に行い、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けてください。

【問い合わせ先】

山形県立米沢興譲館高等学校

TEL：0238-38-4741